

◆業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和5年度第2四半期

整理番号	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番
1	舞洲工場外壁タイル改修工事設計等業務委託	建築設計・監理	（株）昭和設計	11,726,000	令和5年7月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場外壁タイル改修工事設計等業務委託

2 契約相手方

(株)昭和設計

3 随意契約理由

本業務は、舞洲工場建設時に工場外壁の装飾用に取り付けられた外壁タイル改修工事の設計等を行うものであり、本業務は(株)昭和設計と令和4年度に契約している「舞洲工場外壁タイル改修工事計画策定業務委託」の成果物を用いて行うものである。

当工場において、近年、経年劣化により外壁タイルのひび割れ等が発生しており、万が一外壁タイルが落下すると、人や車両等への被害が懸念されることから、計画的に外壁タイルの改修を行う必要がある。

当工場はフリーデンスライヒ・フンデルトヴァッサー氏（以下：ヴァッサー氏）がデザインし、(株)昭和設計が設計したものである。工場の外観は国内外から注目されており、年間多くの人々が工場見学に訪れている。このため、当工場の外観の一部である外壁タイルの改修は当初のデザインの意向を十分尊重した上で実施する必要がある。また、当工場の外壁タイルは特別仕様であり、同様のタイルを入手できないことが想定されるため、当初のデザインの意向を十分尊重した改修工法を考慮する必要がある。

(株)昭和設計は、当工場の建物全体や外壁タイルの設計業者であり、ヴァッサー氏のデザインの意向を十分に把握している唯一の業者である。また、設計後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは(株)昭和設計のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)